

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第5報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・平成30年7月31日 保医発0731第1号 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について
- ・平成30年7月31日 保医発0731第3号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早327		上から12行目	064 脊椎固定用材料 注 ア～オ 略 <u>カ 脊椎プレートと脊椎コネクターが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。</u>	064 脊椎固定用材料 注 ア～オ 略 (新設)	字句挿入
396	右	上から4行目	D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、以下の遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。 <u>(ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。また、早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてBRAF遺伝子検査を実施した場合にあっては、K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。)</u> また、PCR-rSSO法を用いてBRAF遺伝子検査を実施した場合は、「ハ」のK-ras遺伝子検査の所定点数を算定する。 ア～カ 略 キ 大腸癌におけるEGFR遺伝子検査、K-ras遺伝子検査、 <u>RAS遺伝子検査又はBRAF遺伝子検査</u> (2)～(5) 略	D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、以下の遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。 ア～カ 略 キ 大腸癌におけるEGFR遺伝子検査、K-ras遺伝子検査 <u>又はRAS遺伝子検査</u> (2)～(5) 略	字句挿入